

令和6年5月31日

特記仕様書

業務名：令和6年度球磨村芋川・那良川における
小水力発電事業性評価調査業務

1. 適用

本業務仕様書は、球磨村が発注する以下の業務に適用する。

2. 業務名

令和6年度球磨村芋川・那良川における小水力発電事業性評価調査業務

3. 業務の目的

本業務は、一般社団法人新エネルギー財団の「水力発電導入加速事業費」（以下、補助金という）を用いて、球磨村芋川・那良川における小水力発電事業の可能性調査及び基本設計を行い、事業性評価を行うことを目的とする。

4. 業務場所

- ・芋川：熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙 126、166 - 2 周辺
- ・那良川：熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲 1783 - 21、三ヶ浦丙 876 - 4 周辺

5. 業務期間

契約日～令和7年1月31日

6. 業務内容

小水力発電の事業性評価を行うのに必要な次の項目に取り組むこと。

項目	内容
① 流量調査 【2 地点共通】	<ul style="list-style-type: none">・令和6年7月～10月の期間、水位データの観測を行い、流量の多い時期と少ない時期のデータを取得するため、最低2回程度の現地流量実測を行う。・近傍ダムのデータによる推定流量と実測流量比較し、必要に応じて補正を行い、対象河川の10年間の河川流況を作成する。・洪水流量・洪水位計算
② 基本設計 【2 地点共通】	<ul style="list-style-type: none">・主要構造物（ヘッドタンク、水圧管路、発電建屋基礎、放水路等）の基本設計図面作成・水車発電設備の検討・工事数量算出、工事費概算
③ 事業性評価 【2 地点共通】	<ul style="list-style-type: none">・収支計算、事業性評価

7. 成果品

本業務における調査、検討の結果をとりまとめ、業務報告書を作成すること。成果品は次のものを提出するものとする。

- ・業務報告書（A4両面により製本されたもの）1部
- ・設計図面（A3で印刷したもの）1部
- ・上記報告書と図面の電子データ（CD-R）1枚

8. その他

業務の実施にあたっては、球磨村と十分協議を行い、業務期間中に最低2回の打合せを実施すること。